

**第 9 回**

開催日時	平成25年3月5日（火）19:00～20:30	
開催場所	小堤地区学習等供用施設 2階会議室	
出席者	委 員	小林一裕, 吉岡誠, 石川祐一, 望月昇, 佐藤和彦, 廣戸隆, 中村忍, 和家貴之, 山西正樹, 江幡光陽, 寺山勝衛, 高倉進, 萩谷元男, 坂本孝一, 郡司邦子, 上田明美, 佐藤方彦, 山口美知子, 美野田龍敬, 小貫和通, 海老澤忠 (敬称略, 順不同)
	傍聴者	0名
	その他	
	事務局	学校教育課再編担当
会議次第	<p>【議事】</p> <p>1 校歌・校章について</p> <p>2 スクールバスについて</p> <p>3 その他（次回開催等について）</p>	

**第9回 茨城町立中学校統合準備委員会 会 議 要 旨**

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 議事

**議事（1）校歌・校章について**

委員長

それでは、議事に入ります。

議事（1）校歌・校章について、事務局からの説明を求めます。

事務局

まず、校歌の募集について説明する。前回の協議内容をふまえ、校歌の募集要項案を作成した。募集内容は、校歌へ入れたいフレーズ（言葉）とする。

募集期間については、平成25年3月11日（月）～平成25年4月25日（木）の46日間とする。参考までに、校名の募集期間は50日間であった。募集開始日については、中学校の卒業式が3月12日（火）であり、3年生が卒業する前に応募用紙を配付できればと考え、3月11日（月）に設定した。4月25日（木）に募集を終了し、その後の集計作業等に費やす時間を考慮しても、6月には専門家に作詞依頼できると思う。そして、作詞・作曲家に依頼してから、校歌が制作されるまでに半年程度かかると見込んでも、年内には制作できると考えている。

応募資格については、町内の小中学校の児童・生徒、保護者、教職員、桜丘中学校及び梅香中学校の卒業生（町外在住の方も応募可）、茨城町在住の方とする。

選定方法については、応募されたフレーズ（言葉）から、不適切な表現等の言葉を除外し、集約したものを作詞家へ提示し、作詞を行う際に最大限参考にしながら作詞してもらうこととする。

前回の協議で、校歌の歌詞は、学校の教育理念等に合致していることが望ましいとの意見があった。しかし、青葉中学校の教育理念や校訓は、これから協議・決定していくため、それらに代わるものとして、校名に込められた思い、目指す学校像、現在の両校の校訓・教育目標及び校歌を募集要項に掲載し、これらを参考にして校歌のフレーズを応募してもらえればと考えている。応募用紙には、フレーズ（言葉）記入欄と新しい校歌に対する要望等の記入欄を設けた。

次に、校章の募集について説明する。校歌の募集方法とほぼ同様である。前回の協議で、校章の募集については、全国に募集して、デザインの専門家などからも応募されるようにしてはどうかという意見があったため、事務局内で応募資格に関する検討を行った結果、今回は、統合中学校の校章募集であり、両校の歴史や伝統、町の風土等を理解している方に応募してもらうべきではないかという観点から、応募資格は町内在住の方とさせてもらいたい。

また、前回の協議で、作品はモノクロではなくカラーで応募してもらうべきとの意見があった。しかし、校章は単色で使用されている例もあることから、モノクロでも応募は可とするが、できる限り色を染めて応募するよう募集要項に明記したいと考えている。

また、青葉中学校からイメージするスクールカラーについても、任意で記入してもらうことにする。スクールカラーは、現在建築中の校舎の外壁の色や校旗を制作する際の参考になるため、校章のデザインと同時に考えてもらえるよう記入欄を設けた。

応募条件については、前回の協議で説明したとおりである。

表彰等については、前回までは、最優秀賞1点及び優秀賞2点程度と考えていたが、事務局内で検討した結果、優秀賞を2点表彰しても、最終的に校章のデザインとして採用される作品は最優秀賞1点だけであるため、最優秀賞1点を表彰したいと考えている。受賞者には、賞状のほか副賞として1万円相当の茨城町名産品を贈呈する。表彰式は、青葉中学校の開校式の中で行う予定である。

そして、校歌と同様に、校名に込められた思い、目指す学校像、現在の両校の校章等を参考にしながら応募してもらいたいと考えている。

委員長

議事（1）校歌・校章について、事務局からの説明が終わりました。ただいまの説明を聞いて、質問・意見等があれば伺いたい。

委員

表彰作品は1点だけにしてしまうのか。他市町村では、数点表彰しているところがあったと思うが。

事務局

最優秀賞1点を表彰しているところもあるし、最優秀賞の他、優秀賞を数点表彰しているところもある。

委員

多くの方から応募してもらうのだから、3点ぐらいは表彰しても良いのではないか。

事務局

事務局内で検討した結果、校章のデザインに採用されない作品を表彰するのはどうしたものかという結論に至った。仮に、優秀賞に選ばれた作品のデザインの一部が、校章のデザインに何らかの形で生かされるのであれば表彰する価値はあると思うが、校章のデザインに全く生かされない作品を表彰する必要はないのではないかということで、皆様に提案をさせてもらっている。

皆様に協議していただき、やはり何点か表彰すべきだと判断されれば、そのような方向で考えたい。

委員

募集要項と応募用紙の配付方法は、校名募集時と同様に行う予定なのか。

事務局

校名募集時と同様に考えており、町内の小中学校の児童・生徒、保護者、教職員分は、学校を通じて配布する。一般の方には、町の広報誌やホームページ等を通じて周知する予定である。

募集期間については、平成25年3月11日（月）～4月25日（木）の46日間で妥当でしょうか。

委員長

皆様に伺いたいが、募集期間はこの期間で異議はありませんか。

ー異議なしー

委員長

募集期間は、事務局案のとおりとする。

委員

2点質問したい。1点目は、校章の募集要項についてであるが、応募方法に「1人につき1点の応募とさせていただきます」と書かれているが、例えば、友人と共同で応募した場合には、その中の誰かの名前で代表して応募することになるのか。

2点目は、選定方法に「応募作品の中から、茨城町立中学校統合準備委員会で協議の上、入賞作品を決定します」と書かれているが、具体的な選定の基準及び方法は、作品が応募されてきてから考えるということで良いのか。

事務局

グループでの応募等、細かな想定はしていなかったが、例えば、3人のグループで、作品を3点

応募する場合には、それぞれの作品について、3人のいずれかの名前で応募してもらうという方法を考えている。

委員

2人で1つの作品に応募するような場合には、いずれかの名前で1つの作品に応募するというとか。

事務局

はい。しかし、その作品が最優秀賞に選ばれた場合には、表彰方法が難しいですね。

委員

応募作品1点に対して表彰を行うのだから、1グループを1人として考えれば良いと思う。

委員長

話が複雑にならぬよう、そのように表彰するというご理解願いたい。

事務局

2点目の質問については、応募作品がどの程度あがってくるのかが読めないため、現段階で、具体的な選定方法等を示すのは難しい。しかし、前回説明したように、例えば、集約した応募作品を委員各位に提示し、その中からこれだと思える作品を5点程度投票してもらい、校名を決定した時と同様に、段階的に絞り込んでいくという方法になるのかとは考えている。

児童・生徒及び保護者に投票してもらうべきかという問題はあるが、基本的には段階的な投票によって作品を絞り込み、統合準備委員会で最終決定することになる。

委員長

他に質問・意見等はありませんか。

委員

専門家（作詞家）とは、どのような人を想定しているのか。

事務局

皆様の手元に、作詞家・作曲家推薦報告書という資料が配布されていると思う。本日、この資料を持ち帰っていただき、依頼したい方がいれば、推薦報告書にその方の名前を書いてかいていただき、皆様から推薦報告書が持ち寄られた段階で、方向付けできればと考えている。

委員

作詞・作曲家に対する報酬は出るのか。

事務局

平成25年度の予算は、まだ正式に決定していないが、作詞・作曲家に対する報酬として、各45万円の予算要求をしている。金額は、他市町村の事例を参考にしたものである。

## 議事（2）スクールバスについて

委員長

議事（2）スクールバスについて、事務局からの説明を求めます。

## 事務局

スクールバスの導入問題については、関係する皆様の意見・要望等を把握するため、アンケートを実施することになった。

アンケートは、仮にスクールバスを導入した場合には、このような運行条件になるのではないかと想定される案を示し、それをふまえて回答していただく形式で作成した。アンケートの対象者は、統合中学校（桜丘中学校）までの通学距離が、6km以上になると想定される地区に在住する中学1年生及び小学1年生～小学6年生の保護者を考えている。

運行条件案として、運行形態については、町が直営するのか、バス事業者に運行を委託するのか、2つの形態が考えられるが、現段階では、バス事業者に運行委託することを考えている。直営で運行する場合、町でバスを購入し、運転手を雇用することになる。さらに、バスの維持管理費もかかり、バス事業者に運行委託した方が、全体的な運行コストを削減できることから、運行を委託することを想定している。

利用対象者については、通学距離が6km以上で、スクールバス通学を希望する方とした。通学距離が6km以上ある場合でも、自転車での通学を希望する方もいると思うので、あくまでもスクールバスでの通学を希望する方とした。通学距離が6km以上とした理由は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条において、「通学距離が、小学校にあってはおおむね4km以内、中学校にあってはおおむね6km以内であること」とされているためである。統合中学校までの通学距離が6km以上になると想定される地区は、桜丘中学区では、木部西部、木部南部、野曾後谷、南川又、梅香中学区では、坂東、生井沢憲生、生井沢協栄、下雨ヶ谷、上雨ヶ谷、海老沢、城之内、宮ヶ崎、宮ヶ崎第四、宮ヶ崎第五、宮ヶ崎第六、宮ヶ崎日進、網掛、昭和である。

利用者負担金については、負担していただくことを考えている。町の財政状況、受益者負担の原則、また、石崎小学校と川根小学校の一部の地区の児童が、自己負担で路線バスでの通学をしている現状を考慮すると、一定程度の負担はしていただくべきではないかということから、「負担金あり」と明記することとした。

運行回数については、登校時1回、下校時2回を想定している。下校時に2回運行する理由は、1年生が部活動に入部するまでの期間と、3年生が部活動を引退してからの期間に対応するためである。

部活動等への対応としては、他市町村に倣い、朝練、土日祝日・夏休み等長期休業時の部活動には対応しない。しかし、土日祝日の授業参観・運動会等、学校行事には対応する。

バス停については、徒歩で通える範囲にバス停を設置したいと考えている。

町通学費補助金については、保護者の通学費負担を軽減することを目的として、通学距離が6km以上の地域から通学する生徒の保護者に対し、距離に応じて補助金を交付しているが、スクールバスを利用する場合には、補助金を交付しない方向で考えている。

この運行条件案をふまえたうえで、スクールバスの利用を希望するかしないかを回答してもらおう。そして、利用者負担金については、月額でいくらまでなら負担しても良いと思うか金額を記入してもらおうことにした。当初は、選択肢の中から負担しても良いと思う金額を選んでもらおうとしたが、

最も安い金額に回答が集中することが予想されたため、金額を記入してもらう形式に作り直した。

また、スクールバスが導入された場合、どのような利用方法を考えているかという質問を設けた。  
①毎日利用したい、②雨天など悪天候時のみ利用したい、③その他（具体的に）という選択肢を設け、導入すべきスクールバスの大きさ等を検討する際の参考情報を得ようと考えた。

その他、意見・要望等に関する自由記入欄を設けた。このような内容で、アンケートを実施したいと考えている。

委員長

スクールバスの運行条件案を示し、アンケートを実施するということであるが、運行条件案の中に必要な情報はだいたい網羅されているのではないかと思う。このアンケートは、統合中学校までの通学距離が6km以上になると想定される地区に在住する児童・生徒の保護者に配布するのか。

事務局

はい。

委員長

アンケートの実施期間は、いつ頃を予定しているのか。

事務局

アンケートの実施について、この場で承認をいただければ、アンケート用紙を3月8日（金）に配布し、3月22日（金）までに回収できればと考えている。

委員長

アンケート用紙は、学校を通じて配布するのか、それとも、各家庭へ郵送するのか。

事務局

学校から、児童・生徒を通じて各家庭へ配布する予定である。

委員

スクールバスの運行条件案に、バス停までの通学について「バス停までは徒歩による」と書かれているが、捉え方によっては、自分の家の近くまでスクールバスが来てくれると捉えられかねないのではないかと思う。具体的には、どの程度の距離を想定している表現なのか。

事務局

抽象的かもしれないが、基本的に歩いて行ける距離を想定している。仮に、バス停まで自転車で通うことを想定した場合、自転車置き場の設置など別な問題が浮上するため、そのような表現にしたのであるが、具体的な距離を示した方が良いでしょうか。

委員

スクールバスを利用したい人は、自分の家の近くまで来てほしいと誰もが考えていると思う。

事務局

しかし、利用希望者がいるかどうか分からない状況で、バス停の位置を示すわけにもいかないのではないか。

委員

仮に、スクールバスを導入した場合には、利用者数等に応じて、毎年、バス停の位置が変わり得

るわけですね。

事務局

はい。

委員

スクールバスの運行条件案に、利用対象者は「通学距離が6 km以上・・・」と書かれているが、これを読んだ人は、通学距離が6 km以上あれば、スクールバスを利用できると思い込んでしまう危険性があると思う。利用対象者は、「通学距離が6 km以上・・・」の方とは書かずに、通学距離が6 km以上の方を対象にアンケートを実施しますと直した方が良いのではないか。

委員

明光中学校では、通学距離が6 km以上あってもスクールバスを導入していないのに、青葉中学校には導入するののかという話になりかねないのではないか。

委員

アンケート実施後の展開が見えないのであるが、この運行条件案で、スクールバスの利用を希望したいという回答が多い場合には、そのような方向に話は動くのか。どのようにアンケート結果を反映させるのかを予め決めておかないと、このアンケートを実施する意味がないのではないか。

例えば、スクールバスの利用希望者が50%以上の場合には、スクールバスを導入することになるのかなど、皆で事前に協議しておく必要があるのではと考える。

委員長

50%以上の人が、スクールバスの利用を希望する場合には、どのように判断していくのかということであるが、そうした判断をするために統合準備委員会があるので、統合準備委員会で様々な意見を出し合い、協議を重ねた結果、このような結論に至ったということになれば、地域の方も納得してくれるのではないか。

事務局では、どのように考えているのか。

事務局

アンケートを実施すれば、色々な意見・要望が出てくると思うので、それらを基にして、統合準備委員会の中で協議できればと考えている。

委員

このアンケート形式だと、「月額でいくらまでなら費用負担しても良いと思いますか」の質問には0円と答えるでしょう。スクールバスの利用希望の有無と、負担しても良いと思う金額を同時に問いかけてしてしまうと、アンケート結果を正確に評価できなくなるのではないか。

費用負担額としては、このぐらいの金額を想定していると運行条件案で提示して、それを考慮したうえで希望の有無を問うか、費用負担してもらおう予定であることを提示して、それを考慮したうえで希望の有無を問うかのいずれかの方法によるべきだと思う。

事務局

運行条件案の中で、「利用者負担金あり」と明示しており、そのうえで負担するのであれば月額でいくらまでなら良いかと質問を投げかけている。

委員

言いたいことは分かるのだが、例えば、負担金は10円なら良いなどと、参考にならない回答ばかりになってしまったら、アンケートを実施する意味がなくなってしまうのではないか。

事務局

当初は、利用者負担金の額を選択肢の中から選んでもらおうとした。しかし、誰が考えても最も安い金額を選択すると考え、選択肢方式はやめようという結論に至った。

委員

もし、このアンケートで、スクールバスの利用の希望の有無と、負担しても良いと思う利用者負担金の額を問うのであれば、2つの質問の間に別な質問を入れるなど工夫しないと、2つの質問に対する回答は連動したものになってしまうと思う。

事務局

問2と問3の順番を逆にするということか。

委員

利用者負担金の上限は、想定しているのか。

事務局

それは、考え方次第である。

委員

例えば、多くの利用希望者が、月額3,000円ぐらいなら負担しても仕方がないと思ってアンケートに答えたとする。そうしたら、全員が月額3,000円を払えばスクールバスを利用できるようになるのか。スクールバスの運行経費のうち、利用者負担金で賄えない部分については、どこまでも町が支出してくれるのか。

自分を例にこのアンケートに答えると、利用を希望する、費用負担は月額3,000円までなら負担しても良いと書く。そして、自分と同じように回答する方が大勢いる場合には、月額3,000円を負担すれば、必ずスクールバスを運行してもらえるのか。スクールバスの運行は、利用者負担金だけでは賄えない部分が絶対あるわけだが、町はどこまでも支出してくれるものだと考えても良いのか。

事務局

アンケートの結果により、利用希望者が何人いるのか、何台バスが必要になるのか、それが把握できれば全体的な経費が算出できる。その後、保護者と町の負担割合をどのようにするのかという問題になり、例えば、半分は保護者に負担してもらおうという場合には、利用者負担分を利用者数で割り、1人当たりの負担額がいくらになるのかを算出できる。

委員

このアンケートに記入した利用者負担額で、スクールバスを利用できると思われてしまうと、自分はアンケートに月額3,000円と答えたのに、いざ利用する段階で負担金が月額15,000円だと知ったら、やっぱり利用しないという人も出てきてしまうのではないか。



事務局

利用者負担金に関する質問は、設けるべきではないのか。

委員

その質問は、やはりネックになる。

事務局

削除しましょうか。

委員長

運行条件案の中では、「利用者負担金あり」と示しているのですよね。

事務局

それでは、利用者負担金に関する質問は削除する。

委員長

この他に、意見・質問等はありませんか。

委員

今回の運行条件案では、利用対象者は、統合中学校までの通学距離が6km以上であるが、例えば、通学距離が5kmぐらいであるが、できればスクールバスを利用したいという人がいる場合、また、雨の日にだけ利用したいという人がいる場合、利用者負担金等の問題も含めてどのように考えているのか参考までに伺いたい。

事務局

現段階で示せる内容は、この運行条件案のとおりであり、細部については、スクールバスの導入が決定されてから検討するしかないと思う。例えば、通学距離が5kmであっても、怪我などで自転車通学ができない場合には、その期間だけスクールバスを利用するなどの対応は必要である。

委員

利用者負担金に関する質問は、アンケートから削除すると決まってしまったが、運行条件案の中に、「利用者負担金あり」と示せば良いと思う。今後、利用する回数に応じて負担金を支払うのか、それとも月額制にするのか、定期券をつくるのかなど、様々な検討が必要になると思う。

また、バス停までの通学についてであるが、小学校の場合、集団登校をしており、登校班の集合場所にはある程度の人数が集まるわけである。もし、アンケートの対象者から、バス停に関する質問が寄せられる場合には、例えば、登校班が集まるような場所をバス停にすることを想定しているというような回答を、事務局で予め用意しておく必要はあるのかと思う。

確認であるが、今回のアンケート対象に、幼稚園の保護者は含めないのですね。

事務局

幼稚園は含めません。

委員

路線バスでの通学には、どれぐらいの費用がかかるのか。

事務局

例えば、関鉄グリーンバスで、城之内というバス停から奥ノ谷まで乗車した場合、通学定期で月

に12,600円かかる。城之内十字路というバス停からは、月に14,760円かかる。また、茨城交通バスで、奥ノ谷から上飯沼（川根小学校）までは、小学生料金で月に3,780円、大人料金（中学生以上）はその倍の額になる。

### 議事（3）その他（次回開催等について）

事務局

今回は、スクールバスに関するアンケートの結果を集計してから開催したいので、4月中旬を予定している。作詞・作曲家については、早目に推薦報告書を提出していただきたい。

年度が変わり、委員の皆様の中には、任期満了に伴い各種団体の役職を退かれる方が出てくると思う。そこで、統合準備委員会の委員委嘱について、この場で皆様に協議していただきたい。

統合準備委員会の設置要綱では、組織の構成について、両校のPTA代表、両校の教職員代表、関係小学校のPTA代表、関係小学校の教職員代表、両校に關係する地域住民代表、茨城町議会議員の代表とし、それぞれの人数についての定めはありません。委員の任期は、平成26年3月31日までである。

教職員代表については、異動・退職等がある場合には、学校から新たに後任者を推薦してもらう。PTA代表については、委員のお子様が学校に在籍する場合には、本人の意向を確認してPTA代表として残留、お子様が卒業してしまう場合には、地域住民代表として残留していただく。団体の役員の方については、両校に關係する地域の住民代表ということで委嘱しているため、こちらも本人の意向を確認して、任期満了まで継続していただければと考えている。

新年度には、小学校の統合準備委員会を設置しなければならない。PTA代表として委嘱されている委員の場合、小学校の統合準備委員会でも委員になるかもしれない。本人の意向を確認しながら、その辺りの調整を図っていきたい。

委員

商工会青年部長の任期が残り約1月なのだが、任期満了後は、後任の部長が統合準備委員に委嘱されるのか。

事務局

商工会青年部長であるため、統合準備委員会の委員に委嘱したのではない。あくまでも両校に關係する地域住民の代表として委嘱している。委嘱された方が、たまたま商工会の青年部長であったということである。

委員

作詞・作曲家の推薦は、知人等を推薦しないとまずいのか。テレビに出ている方をお願いしたいと考えているのだが。

委員長

知人でないとまずいというような条件はない。

事務局

皆様から多くの方を推薦していただき、その中から誰に依頼するのかを協議していきたい。

委嘱の問題については、スクールバス等の協議が山場を迎えている現状において、メンバーが変わってしまうのは如何なものかと考えているので、皆様と相談しながら決定していきたい。